

[資料] 石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、消防の相互応援について、岩国地区消防組合、下松市、周南市、宇部市、山陽小野田市及び下関市(以下、「協定市等」という。)とは、次の条項により協定した。

(目的)

第1条 協定市等は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域において、同法第2条第3号に掲げる災害が大規模に発生した場合は、応援要請に基づき応援隊を派遣し、その防御にあたるものとする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、協定市等のうち災害が発生した市又は組合(以下、「受援市等」という。)の長が、次のいずれかに該当すると認める場合に他の協定市等(以下「応援市等」という。)の長に行うものとする。

- (1) 受援市のみ消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合
- (2) その他の災害を防除するため、協定市等が保有する防災資機材等を必要と認める場合
- (3) その災害が、他の市町村に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 要請する資機材等の品名、数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

(通報)

第3条 応援市等の長は、応援隊を派遣したときは、直ちに出発時刻、出動人員、防災資機材等の品名及び数量並びに到着予定時刻を受援市等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援市等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として受援市等の負担とする。
- (2) 応援隊員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市等がその災害補償をする。
- (3) 応援隊員が第三者に損害を与えた場合は、受援市等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、災害現場への出動途中又は帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市等がその損害を賠償する。

(協議)

第6条 この協定に定めない事項又は疑義を生じたときは、その都度関係の協定市等が協議の上決定するものとする。

(連絡会議)

第7条 この協定の円滑な推進を図るため、随時連絡会議を開くものとする。

この協定締結の証として協定書6通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

附則

- 1 この協定は、平成17年5月19日から効力を発生する。
- 2 石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書（平成15年4月21日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成17年5月19日

岩国地区消防組合

管 理 者

井 原 勝 介

下松市

下 松 市 長

井 川 成 正

周南市

周 南 市 長

河 村 和 登

宇部市

宇 部 市 長

藤 田 忠 夫

山陽小野田市

山陽小野田市長

白 井 博 文

下関市

下 関 市 長

江 島 潔